

新潟市手話言語条例の制定について

平成30年度2月議会において、「新潟市手話言語条例」が可決され、平成31年4月1日に施行されました。この条例は、「手話は言語である」との認識に基づき、全ての人が心を通わせ、お互いの人格と個性を尊重し合う社会の実現を目的としています。

【条例制定に至るまでの背景】

○「障害者権利条約」や「障害者基本法」において、手話を言語として定める

→「手話言語条例」の制定を目指す動きが全国各地で広まる。

(※ろう者が使う「日本手話」と、日本語の文法や語順に対応した手話である「日本語対応手話」に分ける考え方も存在するが、本条例では両方を「手話」として規定。)

○本市における動向

- ・平成30年6月 手話言語条例に係る議会勉強会を開催し、継続的に調査・審議
 - ・平成31年3月 2月議会本会議において議員提案として上程、可決
 - ・平成31年4月 「新潟市手話言語条例」施行
- 県内では、新潟県と10市町村(本市含む)で施行済み(平成31年4月1日時点)

【市や事業者の責務・役割の概要図】

